

東広島市立 高美が丘中学校

いじめ防止基本方針

東広島市立 高美が丘中学校

平成26年12月5日策定

はじめに

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

そのため、いじめの問題への対応は学校教育における最重要課題の一つであり、学校全体が一丸となって組織的に対応するとともに、教職員が自らの問題として切実に受け止め、家庭、地域や関係機関と積極的に連携することによって、確実に取組を進め、早期に解決を図らなければならない。

また、いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめ問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを見逃さない学校体制を構築することが重要であると考えます。

このため、本校では、「いじめ防止対策推進法（以下、法）第13条」に基づいて策定された、広島県及び東広島市のいじめ防止基本方針を受けて、いじめ防止等の基本的な方向を示す「高美が丘中学校いじめ防止基本方針」を策定し、本校におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するものとする。

1. いじめの定義等について

【いじめの定義】

いじめ防止対策推進法第2条に基づき、本方針における「いじめ」を次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒等に対して当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行うものとする。

2. いじめの防止等について

【基本的な考え方】

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の生徒の実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。

①いじめの問題への認識

ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。

イ いじめは、すべての生徒に関係する問題である。

②いじめの問題への指導方針

ア いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。

イ 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるように指導する。

ウ いじめの問題への対応は、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題であり、生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や生徒自らいじめをなくそうとする態度を身につける望ましい集団づくりとあわせて指導する。

③いじめの問題への対応

ア いじめの防止については、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることをめざして行う。

イ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。

ウ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

3. 実施体制について

いじめの問題に取り組むにあたり教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的、効果的に行うため、校内に設置している「いじめ防止委員会」を活用する。

この委員会の構成、役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改訂する。

4. 具体的取組について

①いじめの未然防止

生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりをすすめるとともに、全ての生徒が積極的に教育活動に参加して活躍することができるようにする。そのために、いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築や、関係機関との連携に取り組む。

②生徒の主体的な活動の支援

生徒が自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、生徒会活動でいじめ防止等の活動を行い、道徳教育を充実させることによって生徒が自らいじめのない学校づくりをめざすよう取り組む。

③いじめの早期発見・早期対応

いじめられている生徒を守るために、定期的・計画的なアンケート調査や教育相談・個別面談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、早期発見・早期対応に取り組む。

④いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。担任・教科担任の連携を密にするだけでなく、学年間の情報交換や養護教諭・スクールカウンセラー等との連携を積極的に行う。

⑤家庭及び地域との連携

学校関係者、PTA及び地域の自治体等が連携・協働し、地域社会全体で生徒を見守り育てる。

5. 重大事態への対応について

重大事態が発生した場合、速やかに「3」の「いじめ防止委員会」を中核とする「緊急対応チーム」を編成し、事態に対応するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

①「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて、次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相あの期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

②具体的な対応

発生事案について、重大事態と判断した場合は、東広島市教育委員会に報告するとともに、いじめ防止委員会を中心としたプロジェクトチームを編成し、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先し、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録
- (イ) 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (ウ) PTA 役員との連携
- (エ) 関係生徒への指導
- (オ) 関係保護者への対応
- (カ) 全校生徒への指導

イ 再発防止への取組

- (ア) 東広島市教育委員会との連携
- (イ) 問題の背景、課題の整理
- (ウ) 取組の見直し、改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

6. 取組の検証と実施計画等の見直しについて

- ①「いじめ防止委員会」において、いじめの防止等に係る振返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- ②「いじめ防止委員会」において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校児童生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組を検証し、次年度の年間計画を策定する。
- ③「東広島市立高美が丘中学校いじめ防止基本方針」は、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。